

第3章 保安管理体制

第 1 節 組織および職務

(保安に関する組織)

第204条 発電所の保安に関する組織は、図204のとおりとする。

图204

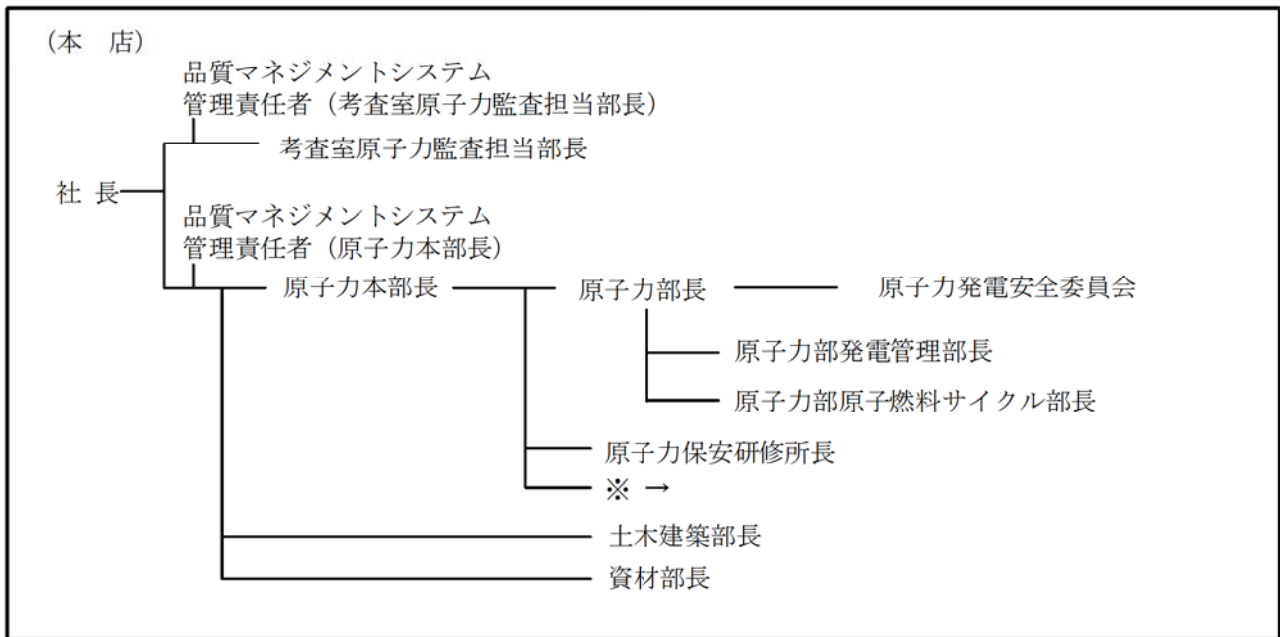
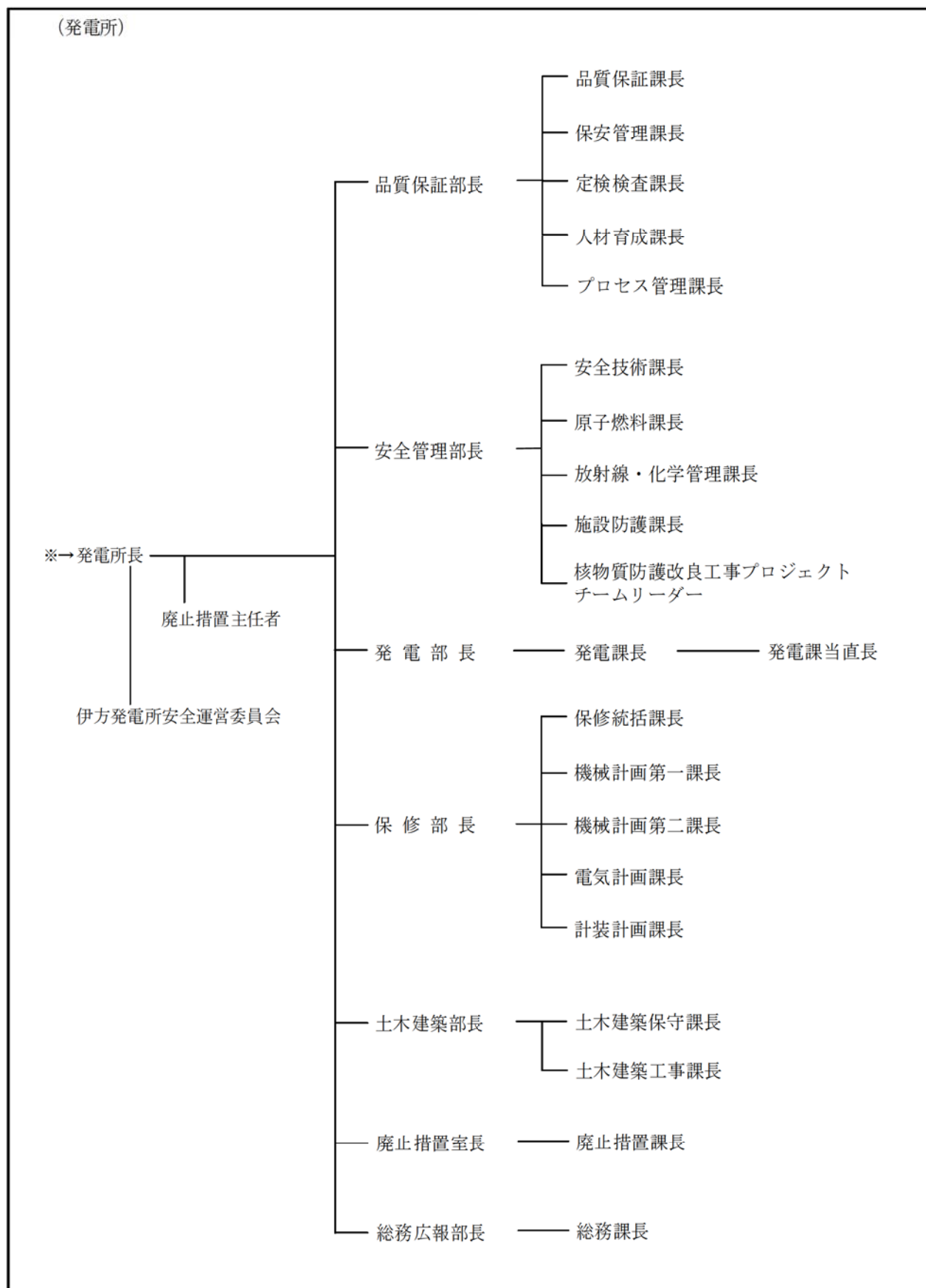


図204（続き）



(保安に関する職務)

第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。

- 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。
- 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。
- 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。
- 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。
- 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。
- 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。
- 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。
- 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。
- 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。
- 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。
- 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。
- 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。
- 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。
- 16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。
- 17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長、施設防護課長および核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダーの所管する業務を統括する。
- 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および非常時の措置に関する業務を行う。
- 19 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。
- 20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。
- 21 施設防護課長は、管理区域、保全区域および周辺監視区域の出入管理ならびに出入管理に係る設

備の保修、改造に関する業務を行う。

- 22 核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー（本編において、以下「各課長」に含む。）は、周辺監視区域の出入管理に係る設備の改造に関する業務（施設防護課長が実施する業務を除く。）を行う。
- 23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。
- 24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。
- 25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り 1 号炉および 2 号炉の当直長をいう。
- 26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長の所管する業務を統括する。
- 27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。
- 28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。
- 29 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。
- 30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。
- 31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。
- 32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。
- 33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。
- 34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。
- 35 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を総括する。
- 36 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。
- 37 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。
- 38 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。
- 39 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事^{*1}に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。
- 40 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。
- 41 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導

に従い業務を実施する。

※ 1 : 廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。(以下、本編において同じ。)

第2節 原子力発電安全委員会および伊方発電所安全運営委員会

（原子力発電安全委員会）

第206条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更
 - (2) 廃止措置計画の変更
 - (3) 原子炉施設保安規定の変更
 - (4) 本店所管の要領の制定および改正
 - (5) その他委員会で定めた事項
- 3 原子力部長を委員長とする。
- 4 委員会は、委員長、所長、廃止措置主任者に加え、原子力本部のグループリーダー以上の職位の者および発電所の課長以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。

（伊方発電所安全運営委員会）

第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。
 - (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 運転員の構成人員に関する事項
 - (b) 当直の引継方法に関する事項
 - (c) 廃止措置工事に関する事項
 - (d) 安全貯蔵措置に関する事項
 - (e) 巡視に関する事項
 - (f) 警報発生時の措置に関する事項
 - (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項
 - (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項
 - (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項
 - (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項
 - (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項
 - (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正
 - (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項
 - (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項
 - (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項
 - (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正

- (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項
 - (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項
 - (c) 保全区域に関する事項
 - (d) 周辺監視区域に関する事項
 - (e) 線量の評価に関する事項
 - (f) 除染に関する事項
 - (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項
 - (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項
 - (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項
- (5) 施設管理に関する内規の制定および改正
 - (6) 改造の実施に関する事項
 - (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条）
 - (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項
 - (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項
 - (10) その他運営委員会で定めた事項
- 3 所長を委員長とする。
- 4 運営委員会は，委員長，廃止措置主任者，第205条第11項から第38項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。

第3節 廃止措置主任者

（廃止措置主任者の選任）

第208条 所長は、廃止措置主任者および代行者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。

- (1) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間
- (2) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉の運転に関する業務に従事した期間
- (3) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間
- (4) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間

2 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。

（廃止措置主任者の職務等）

第209条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。

- (1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。
- (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。
- (3) 表209－1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。
- (4) 表209－2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。
- (5) 表209－3に示す記録の内容を確認する。
- (6) 第333条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。
- (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。

2 所長は、廃止措置主任者がその保安のためにする意見具申を尊重する。

3 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者がその保安のためにする指導・助言を尊重する。

表209－1

条 文	内 容
第304条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除
第330条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第331条（協力会社従業員への保安教育）	協力会社従業員への保安教育実施計画

表209－2

条 文	内 容
第216条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）	燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合
第217条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第217条の2（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第218条の3（工事完了の報告）	工事計画に基づき実施した工事の結果
第287条（施設運用上の基準を満足しない場合）	第6項に定める施設運用上の基準を満足していると判断した場合
第333条（報 告）	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用炉規則第134条第3号、第4号、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合

表209－ 3

記 録 項 目
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がり の防止および除去を行った場合には，その状況
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路
4. 原子炉施設の巡視の結果
5. 保安教育の実施報告書
6. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる発電用原子炉施設の設備の名称

第4章 廃止措置管理

第1節 通 則

(構成および定義)

第211条 第3節(第286条から第289条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。

- (1) 第1項：施設運用上の基準
- (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項
- (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置

2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。

- (1) 第4章において1号炉および2号炉に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。
- (2) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※²が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。

※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。

- (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合
- (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合
- (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合

※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。

(運転員の確保)

第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。

2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212－1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212－1に定める人数のうち、1名は当直長^{※1}とする。

3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212－2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。

※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。（以下、本条において同じ。）

表212－1

	1号炉および2号炉の合計人数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	3名以上 (当直長を含む)

表212－2

	1号炉および2号炉の合計人数
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	1名以上

(運転管理業務)

第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。

(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。

(a) 中央制御室における監視および第213条の巡視によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。

(b) 警報発信時の対応を実施する。

(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。

(2) 当直長は、原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。

(3) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。

(巡 視)

第213条 当直長（3号炉の当直長を含む）は、毎日1回以上、原子炉施設（第306条第1項で定める区域を除く。）を巡視する。ただし、3号炉の当直長は、1号炉、2号炉および3号炉共用の原子炉施設の巡視点検に限る。実施においては、第319条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。

（以下、本条において同じ。）

2 当直長は、第306条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は、一定期間※¹毎に巡視する。

※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。
なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。

(廃止措置管理に関する内規の作成)

第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

(1) 巡視に関する事項

(2) 警報発生時の措置に関する事項

(3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項

(4) 定期的に実施するサーベイランスに関する事項

2 廃止措置課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

(1) 廃止措置工事に関する事項

(2) 安全貯蔵措置に関する事項

(引 継)

第215条 当直長（3号炉の当直長を含む）は、その業務を次直の当直長（3号炉の当直長を含む）に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。

(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)

第216条 発電課長は、原子炉内に燃料を装荷しない措置として、燃料移送管の仕切弁を閉止後、施錠する。

2 各課長は、燃料以外を移送するために燃料移送管の仕切弁を開閉する必要がある場合は、廃止措置主任者の確認を得て、施錠を解除し仕切弁を操作することができる。

3 原子燃料課長は、燃料を譲り渡す場合は、表216に定める譲渡し先に搬出する。

表216

種 別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者

(火災発生時の体制の整備)

第217条 保修統括課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の(3)および(5)を含む火災防護計画（総務課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め、所長の承認を得る。

総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の(1)、(2)、(3)、(4)および(6)を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。

- (1) 火災の発生を消防機関へ通報するために、中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること^{※2}
 - (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
 - (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
 - (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
 - (5) 発電所における可燃物の適切な管理に関すること
 - (6) 初期消火活動のための体制の整備に関すること
 - (a) 総務課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。
 - (b) 総務課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
 - (c) 総務課長は、初期消火活動を行うため、表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。
 - (d) 当直長（3号炉の当直長を含む）は、第213条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。
 - (e) 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。
 - (f) 総務課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。
- 2 各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
 - 3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長または総務課長に報告する。保修統括課長および総務課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
 - 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。

※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）

※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217

設 備	数 量
化学消防自動車※ ³	1 台 ※ ⁴ ※ ⁵
泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）	1,500L以上※ ⁵

※３：400L毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。

※４：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※３に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

※５：発電所合計数

（地震・火災等発生時の措置）

第217条の２ 各課長は，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。
 - (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火および延焼の防止に努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。
- 2 各課長は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

（内部溢水発生時等の体制の整備）

第217条の３ 保修統括課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）または火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

安全技術課長は，重大事故※¹等発生時または大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下，「大規模損壊発生時」という。）で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を策定し，所長の承認を得る。

- (1) 内部溢水発生時，火山影響等発生時，重大事故等発生時または大規模損壊発生時で，使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合等（以下，「内部溢水発生時等」と

いう。)における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する1年に1回以上の教育訓練

(3) 内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時等における原子炉施設の保全のための活動を実施する。

3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、保修統括課長または安全技術課長に報告する。保修統括課長および安全技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。(以下、本条において同じ)

第2節 廃止措置管理

（安全貯蔵措置）

第218条 廃止措置課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵^{※1}の対象となる設備範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域設備の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存する放射性物質の時間的減衰を図ることをいう。

（工事の計画および実施）

第218条の2 各課長は、廃止措置工事を行う場合は、以下のうち必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2 各課長は、第1項の工事計画を策定するにあたり、工事の内容が3号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。

3 各課長は、廃止措置工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、必要に応じて次の各号の措置を講じる。

- (1) 汚染拡大防止対策および漏えい防止対策
- (2) 被ばく低減対策
- (3) 事故防止対策

4 各課長は、廃止措置工事の結果について記録する。

（工事完了の報告）

第218条の3 各課長は、第218条の2に基づき実施した廃止措置工事が完了した場合には、工事の結果を、所長、廃止措置主任者および廃止措置室長に報告するとともに、関係する各課長へ通知する。

第3節 施設運用上の基準

(使用済燃料ピットの水温)

第283条 使用済燃料ピットに使用済燃料を貯蔵している期間において、使用済燃料ピットは、表283－1で定める事項を施設運用上の基準とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

(1) 当直長は、1週間に1回、使用済燃料ピットの水温を確認する。

3 当直長は、使用済燃料ピットが第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表283－3の措置を講じる。

表283－1

項 目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水温が表283－2で定める基準値内にあること

表283－2

項 目	基 準 値
水 温	65℃以下

表283－3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	A.1 当直長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

（施設運用上の基準の確認）

第286条 当直長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第283条の第2項（以下、「本章第2項」という。）で定める事項により確認する。

- 2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表286に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。
- 3 当直長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第283条第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。
- 4 当直長は、本章第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第287条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表286

頻 度		備 考
本章第2項で定める頻度	延長できる時間	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。

（施設運用上の基準を満足しない場合）

第287条 施設運用上の基準を満足しない場合とは、当直長が第3節第283条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長は、この判断を速やかに行う。

- 2 当直長は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に関係する事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。
- 3 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。
- 4 当直長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。
- 5 施設運用上の基準を満足していると判断するにあたり、本章第2項で定める事項を実施した場合は、これを本章2項で定める事項に代えることができる。
- 6 当直長は、施設運用上の基準を満足しない場合となった後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。

(施設運用上の基準に関する記録)

第289条 当直長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を記録する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準および満足していないと判断した時刻
- (2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む）
- (3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第293条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、新燃料輸送容器に収納する。
 - (1) 法令に適合する容器を使用すること
 - (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
 - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 取り扱う数量を燃料集合体1体毎かつその1体分の燃料棒に限定すること
 - (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること
- 4 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
 - (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
 - (4) 車両を徐行させること
 - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
 - (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 6 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。
- 7 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
 - (1) 外観検査
 - (2) 線量当量率検査
 - (3) 未臨界検査
 - (4) 吊上検査
 - (5) 重量検査
 - (6) 収納物検査
 - (7) 表面密度検査
- 8 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

（新燃料の貯蔵）

第294条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 補助建家クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

（使用済燃料の貯蔵）

第297条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットまたは使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵すること
- (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
- (3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
- (4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
- (5) 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297

貯蔵場所	貯蔵可能な使用済燃料
2号炉使用済燃料ピット	2号炉の使用済燃料
3号炉使用済燃料ピット※ ¹	1号炉および2号炉の使用済燃料
使用済燃料乾式貯蔵施設※ ²	1号炉および2号炉の使用済燃料

※1：3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。

※2：使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵については、第1編第97条の3にて実施する。

（使用済燃料の運搬）

第298条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。

- 2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、容器に収納する。
 - (1) 法令に適合する容器を使用すること
 - (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること
 - (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること
 - (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間等が、容器の収納条件に適合していること
- 3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。
 - (1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと
 - (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること
 - (4) 車両を徐行させること
 - (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること
 - (6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること
- 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。
- 5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を

超えていないことを確認する。

- 6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。
- 7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。
- 8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。
- 9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。
 - (1) 外観検査
 - (2) 気密漏えい検査
 - (3) 圧力測定検査
 - (4) 線量当量率検査
 - (5) 未臨界検査
 - (6) 温度測定検査
 - (7) 吊上検査
 - (8) 重量検査
 - (9) 収納物検査
 - (10) 表面密度検査
- 10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

第6章 放射性廃棄物管理

（放射性廃棄物管理に係る基本方針）

第298条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

（放射性固体廃棄物の管理）

第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{※1}または保管する。

- (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。
- (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が汚染拡大防止対策および漏えい防止対策を適切に講じたうえで、人力にて運搬しドラム缶に固化材と練り混ぜて一体的に固型化させ、廃棄物庫に保管する。
- (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。
- (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、機械計画第一課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

- (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。
- (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。

なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。

イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。

ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。

- 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。

- 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。

- (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。
- (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。

また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。

4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。

(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること

ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。

(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること

(3) 法令に定める危険物と混載しないこと

(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること

(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること

(6) 車両を徐行させること

(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること

6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。

(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。

(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。

(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。

9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。

10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。

(1) 法令に適合する容器に封入されていること

(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと

11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)

（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

第299条の2 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。

2 放射線・化学管理課長は、管理区域内において設置された資材等または使用された物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。

(1) 汚染のおそれのない管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

(2) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。

なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

(3) 汚染のおそれのない管理区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。

(4) 汚染のおそれのない管理区域以外の管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴等により汚染がないことを判断する。

また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。

3 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。

（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

第299条の3 放射線・化学管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。

2 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。

(輸入廃棄物の確認)

第299条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。

2 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。

3 前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。

(放射性液体廃棄物の管理)

第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。

(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと

(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が、表300－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300－2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

3 放射線・化学管理課長は、表300－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

表300－1

項 目	放出管理目標値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.7×10^{10} Bq／年

表300－2

項 目	放出管理の基準値（1号炉，2号炉および3号炉合算）
ト リ チ ウ ム	5.6×10^{13} Bq／年

表300－3

分 類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体 廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能 測定装置	放出の都度	・ 廃液蒸留水タンク ・ 洗浄排水蒸留水タンク ・ 洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	

（放射性気体廃棄物の管理）

第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301－2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。

- (1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと
- (2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

2 放射線・化学管理課長は、表301－2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。

3 表301－2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第305条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。

- (1) 作業の所管課長は、フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。
- (2) 放射線・化学管理課長は、表301－3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。

表301－1

項 目	放出管理目標値 (1号炉, 2号炉および3号炉合算)
放射性気体廃棄物	
希ガス	3.7×10^{14} Bq/年
よう素131	7.7×10^9 Bq/年

表301－2

分 類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常 時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	
	雑固体焼却炉 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長
	雑固体焼却炉 建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に1回	当直長

表301－3

分 類	測 定 項 目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度※ ¹	作業の所管 課長

※1：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

(放出管理用計測器の管理)

第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表302

分 類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※ ¹
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※ ¹ ※2

※1：1号炉，2号炉および3号炉共用

※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

(頻度の定義)

第303条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表303のとおりとする。

表303

頻 度	考 え 方
1日に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施
1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
3ヶ月に1回	4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3ヶ月間に1回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く

第7章 放射線管理

(放射線管理に係る基本方針)

第303条の2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第1節 区域管理

(管理区域の設定・解除)

第304条 管理区域は、添付7に示す区域とする。

- 2 放射線・化学管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
- 3 放射線・化学管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、添付7における管理区域境界付近において、表304に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除に当たっては、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 5 放射線・化学管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除に当たって、放射線・化学管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 放射線・化学管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たって、放射線・化学管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
- 7 放射線・化学管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表304

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器類点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

（管理区域内における区域区分）

第305条 放射線・化学管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。

- (1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）
 - (2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域
- 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付7に示す区域とする。
- 3 放射線・化学管理課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、放射線・化学管理課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。
- 4 放射線・化学管理課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。

（管理区域内における特別措置）

第306条 放射線・化学管理課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別するほか、区画、施錠等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。

ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。

- (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト
 - (2) 空気中の放射性物質濃度または床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍
- 2 各課長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量および作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、放射線・化学管理課長の承認を得る。
- 3 各課長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第307条 放射線・化学管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。

- (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者
- 2 放射線・化学管理課長は、第1項にもとづき管理区域へ立ち入る者に対して許可を与える。
 - 3 放射線・化学管理課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。
 - 4 放射線・化学管理課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。
 - 5 施設防護課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人のみだりに立ち入りできない措置を講じる。
 - 6 放射線・化学管理課長は、管理区域から退出する者または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体および身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。

(管理区域出入者の遵守事項)

第308条 放射線・化学管理課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 出入管理室を経由すること。
ただし、放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。
ただし、一時立入者であって放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。
- (3) 管理区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。
ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合または放射線・化学管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。
- (4) 第306条第1項(2)に係る区域から退出する場合および物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。
- (5) 管理区域から退出する場合または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体および身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。
ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合または第307条第6項にもとづく放射線・化学管理課長の指示に従う場合は、この限りでない。
- (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食および喫煙をしないこと。

(保全区域)

第309条 保全区域は、添付8に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。

(周辺監視区域)

第310条 周辺監視区域は、図310に示す区域とする。

- 2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。
ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。
- 3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。

図310 周辺監視区域

図 310 については核物質防護上の理由から
公開しないこととしております。

第2節 被ばく管理

（放射線業務従事者の線量管理等）

第311条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。

- 2 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

表311

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹

※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。

（床・壁等の除染）

第312条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線・化学管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。

- 2 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について放射線・化学管理課長の確認をうけたうえで、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。
- 3 第2項の所管課長は、その措置結果について、放射線・化学管理課長の確認を得る。

第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定

(外部放射線に係る線量当量率等の測定)

第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313－1および表313－2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。

2 放射線・化学管理課長は、表313－1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。

3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。

表313－1

場 所	測定項目	測定頻度
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回
	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回
	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回
	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回
	空気吸収線量率※ ⁵	常 時
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回

※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定

※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）

※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）

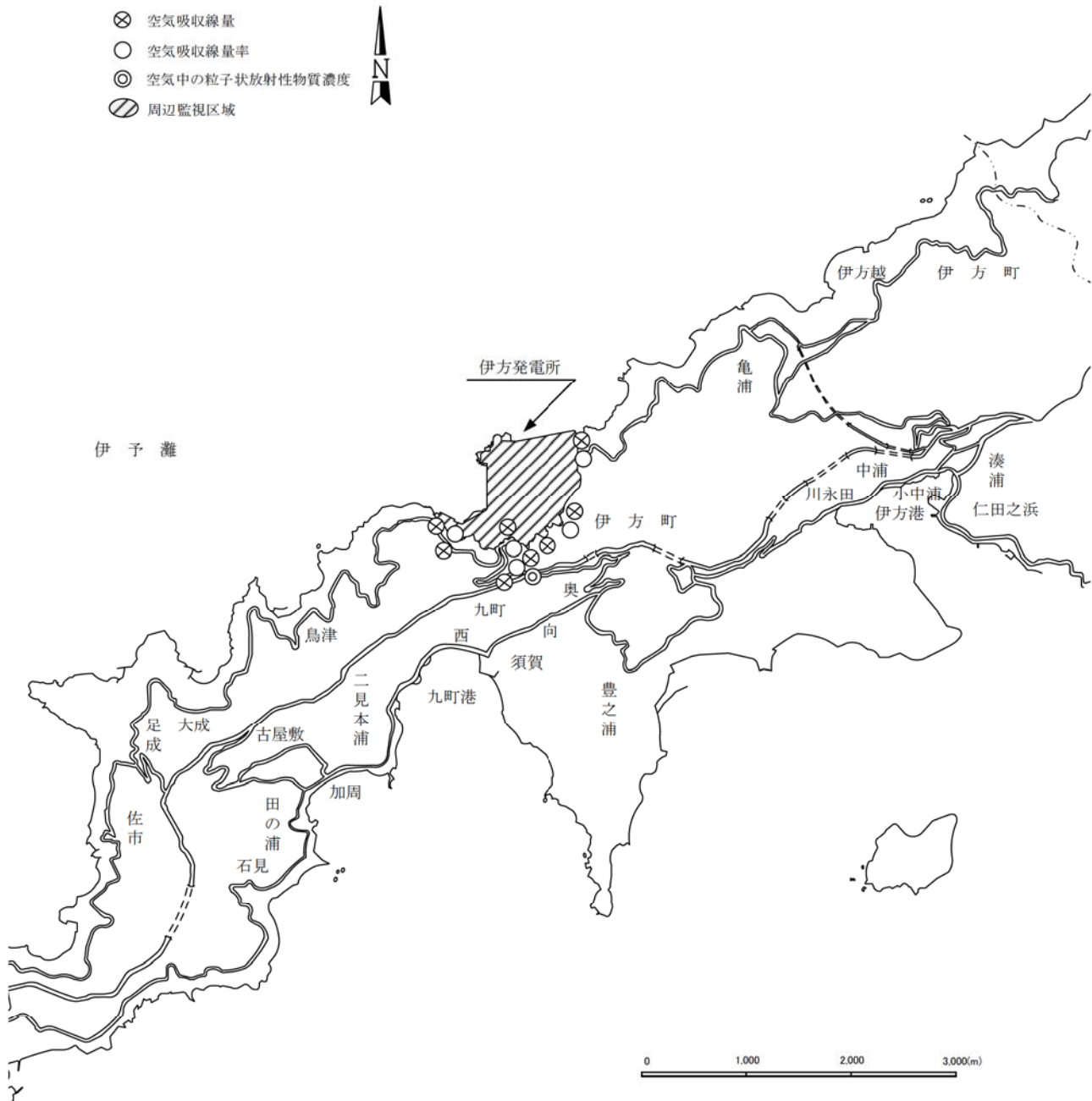
※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。

※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目

表313－2

場 所	測定項目	測定頻度
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間〕

図313



(平常時の環境放射線モニタリング)

第313条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。

(放射線計測器類の管理)

第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。

ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

表314

分 類	計測器種類	担当課長	数 量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1 台※ ¹
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹
	汚染密度測定用サーベイメータ		3 台※ ¹
	退出モニタ		3 台※ ¹
	試料放射能測定装置		3 台※ ¹ ※ ²
	積算線量計		1 式※ ¹
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4 台※ ¹
	モニタリングステーション		1 台※ ¹
	エリアモニタ	計装計画課長	7 台※ ³ ※ ⁴
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2 台※ ¹
	積算線量計測定装置		1 台※ ¹

※¹：1号炉，2号炉および3号炉共用

※²：1台は表302の試料放射能測定装置と共用

※³：管理区域外測定用の1台を含む。

※⁴：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。

第4節 物品移動の管理

（管理区域外等への搬出および運搬）

第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。

3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。

（発電所外への運搬）

第316条 各課長は、核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

2 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。

3 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。

(1) 法令に適合する容器に封入されていること

(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと

(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと

(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること

4 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

第 5 節 協力会社の放射線防護

（協力会社の放射線防護）

第317条 放射線・化学管理課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。

(1) 管理区域出入者の遵守事項

- イ 出入り方法に関する事
- ロ 個人線量計の着用に関する事
- ハ 保護衣の着用に関する事
- ニ 汚染拡大防止措置に関する事
- ホ 管理区域内での飲食および喫煙に関する事

(2) 線量評価の項目および頻度に関する事

(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事

2 各課長は、管理区域内で作業を行う協力会社に対して、第 1 項で定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。

第6節 そ の 他

（頻度の定義）

第318条 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、表318のとおりとする。

表318

頻 度	考 え 方
毎日 1 回	午前 0 時を始期とする 1 日の間に 1 回実施し，連続して実施（測定等）している場合も含む。
1 週間に 1 回	月曜日を始期とする 1 週間に 1 回実施
1 ヶ月に 1 回	毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施
3 ヶ月に 1 回	4 月 1 日， 7 月 1 日， 1 0 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 ヶ月間に 1 回実施
常 時	測定可能な状態において常に測定することを意味しており，点検時等の測定不能な期間を除く。

第8章 施設管理

（施設管理計画）

第319条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。

【施設管理計画】

1. 施設管理の実施方針および施設管理目標

- (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。
- (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。

2. 保全プログラムの策定

組織は、1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。

また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。

3. 保全対象範囲の策定

組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。

- (1) 廃止措置計画で定める性能維持施設（以下、本章において「性能維持施設」という。）
- (2) 第302条（表302）に定める放出管理用計測器および第314条（表314）に定める放射線計測器類
- (3) その他自ら定める設備

4. 施設管理の重要度の設定

組織は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。

- (1) 系統の保全重要度は、性能維持施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。
なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。
- (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。
- (4) 設計および工事に用いる重要度は、性能維持施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。
- (5) 次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。

5. 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視

- (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために 4. の施設管理の重要度を踏まえ，施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。
 - a. 系統レベルの保全活動管理指標
系統レベルの保全活動管理指標として，4. (1) の施設管理の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。
 - (a) 予防可能故障（MPFF）回数
- (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
 - a. 系統レベルの保全活動管理指標
 - (a) 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は，運転実績を考慮するとともに，重要度分類指針の重要度を参考に設定する。
- (3) 組織は，系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。
- (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。

6. 保全計画の策定

- (1) 組織は，3. の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。
 - a. 点検計画（6.1 参照）
 - b. 設計および工事の計画（6.2 参照）
 - c. 特別な保全計画（6.3 参照）
- (2) 組織は，保全計画の策定にあたって，4. の施設管理の重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。
 - a. 運転実績，事故および故障事例などの運転経験
 - b. 使用環境および設置環境
 - c. 劣化，故障モード
 - d. 機器の構造等の設計的知見
 - e. 科学的知見
- (3) 組織は，保全の実施段階において，性能維持施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。

6. 1 点検計画の策定

- (1) 組織は，点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 組織は，構造物，系統および機器の適切な単位毎に，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - a. 予防保全
 - (a) 時間基準保全
 - (b) 状態基準保全
 - b. 事後保全
- (3) 組織は，選定した保全方式の種類に応じて，次の事項を定める。
 - a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- (a) 点検の具体的方法
- (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
- (c) 実施頻度
- (d) 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

b. 状態基準保全

- (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。

- ア 状態監視データの具体的採取方法
- イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準
- ウ 状態監視データ採取頻度
- エ 実施時期
- オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

- (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ア 巡視点検の具体的方法
- イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
- ウ 実施頻度
- エ 実施時期
- オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法

- (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ア 定例試験の具体的方法
- イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準
- ウ 実施頻度
- エ 実施時期
- オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法

c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

- (4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等^{※1}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。

- a. 使用前事業者検査等の具体的方法
- b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目、評価方法および管理基準
- c. 使用前事業者検査等の実施時期

※1：使用前事業者検査等とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第319条の2による使用前事業者検査および第319条の3による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。また、定期事業者検査とは、第8章および第332条においては、第203条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。

6. 2 設計および工事の計画の策定

- (1) 組織は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※²の要否を含む。）を策定する。設計および工事の計画には、新規施設の設計および工事を実施する場合の計画を含む。
- (2) 組織は、性能維持施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。
- (3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等または自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目、評価方法および管理基準
 - c. 使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期

※2：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等）、第 43 条の 3 の 9（設計及び工事の計画の認可）、第 43 条の 3 の 10（設計及び工事の計画の届出）、第 43 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）および第 43 条の 3 の 34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画）および第 49 条・第 50 条（使用前検査）に係る手続きをいう。

6. 3 特別な保全計画の策定

- (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、あらかじめ当該性能維持施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。
- (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 点検の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準
 - c. 点検の実施時期

7. 保全の実施

- (1) 組織は、6. で定めた保全計画に従って保全を実施する。
- (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の設計管理および作業管理を実施する。
 - a. 設計管理
 - (a) 性能維持施設の工事を行う場合、6.2 で定めた設計および工事の計画に基づき、性能維持施設（ソフトウェアを含む。）に関する新たな設計または過去に実施した設計結果の変更に該当し、かつ第 203 条 7.3 の適用対象となるものを判断する。
 - (b) (a) において第 203 条 7.3 適用の対象と判断した場合、次の要求事項を満たす設計を第 203 条 7.3 に従って実施する。
 - ア 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に係る要求事項
 - イ 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
 - ウ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項
 - エ その他設計開発に必要な要求事項

- (c) (b)における設計には、b.に定める作業管理および第319条の2に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

b. 作業管理

- (a) a.の設計管理の結果に従い、6.2で定めた設計および工事の計画に基づき、工事を実施する。

- (b) 性能維持施設の点検および工事を行う場合、性能維持施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。

ア 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止

イ 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止

ウ 供用開始後の管理上重要な初期データの採取

エ 作業工程の管理

オ 供用開始までの作業対象設備の管理

カ 第6章に基づく放射性廃棄物管理

キ 第7章に基づく放射線管理

- (c) 性能維持施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を定期的に行う。巡視には第213条に定める巡視を含む。

- (3) 組織は、保全の結果について記録する。

8. 保全の結果の確認・評価

- (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。

- (2) 組織は、性能維持施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。

- (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期^{※3}までに確認・評価し、記録する。

※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。

9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置

- (1) 組織は、以下のa.およびb.の状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに、以下のa.およびb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合

b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合

- (2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、適切な未然防止処置を講じる。

- (3) 組織は、(1)の活動を第203条8.3に示す不適合の管理および第203条8.5.2に示す是正処置等に基づき実施し、(2)の活動を第203条8.5.3に示す未然防止処置に基づき実施する。

10. 保全の有効性評価

組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。

なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。

- a. 保全活動管理指標の監視結果
 - b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績
 - c. トラブルなど運転経験
 - d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ
 - e. リスク情報、科学的知見
- (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。
- a. 点検および取替結果の評価
 - b. 劣化トレンドによる評価
 - c. 類似機器等のベンチマークによる評価
 - d. 研究成果等による評価
- (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。

11. 施設管理の有効性評価

(1) 組織は、10.の保全の有効性評価の結果および1.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。

12. 構成管理

組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。

- a. 設計要件（第203条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）
- b. 施設構成情報（第203条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。）
- c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）

13. 情報共有

組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。

(使用前事業者検査の実施)

- 第 319 条の 2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。
- 2 所長は、第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。
- 3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。
- (1) 検査の実施体制を構築する。
 - (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。
 - (3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。
 - a. 設工認に従って行われたものであること。
 - b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
 - (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。
- 4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。
- (1) 第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。
 - (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。
- 5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。
- 6 各課長は、第 3 項および第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。
- (1) 検査に係る記録の管理を行う。
 - (2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※ 1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

- a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法
- b. 機能および性能を確認するために十分な方法
- c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(定期事業者検査の実施)

第319条の3 所長は、性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。

2 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。

3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。

(1) 検査の実施体制を構築する。

(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。

(3) 検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。

(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。

4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。

(1) 第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。

(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。

(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。

5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。

6 定検検査課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。

(1) 検査に係る記録の管理を行う。

(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

※1：検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。

a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法

b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法

c. a.および b.による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

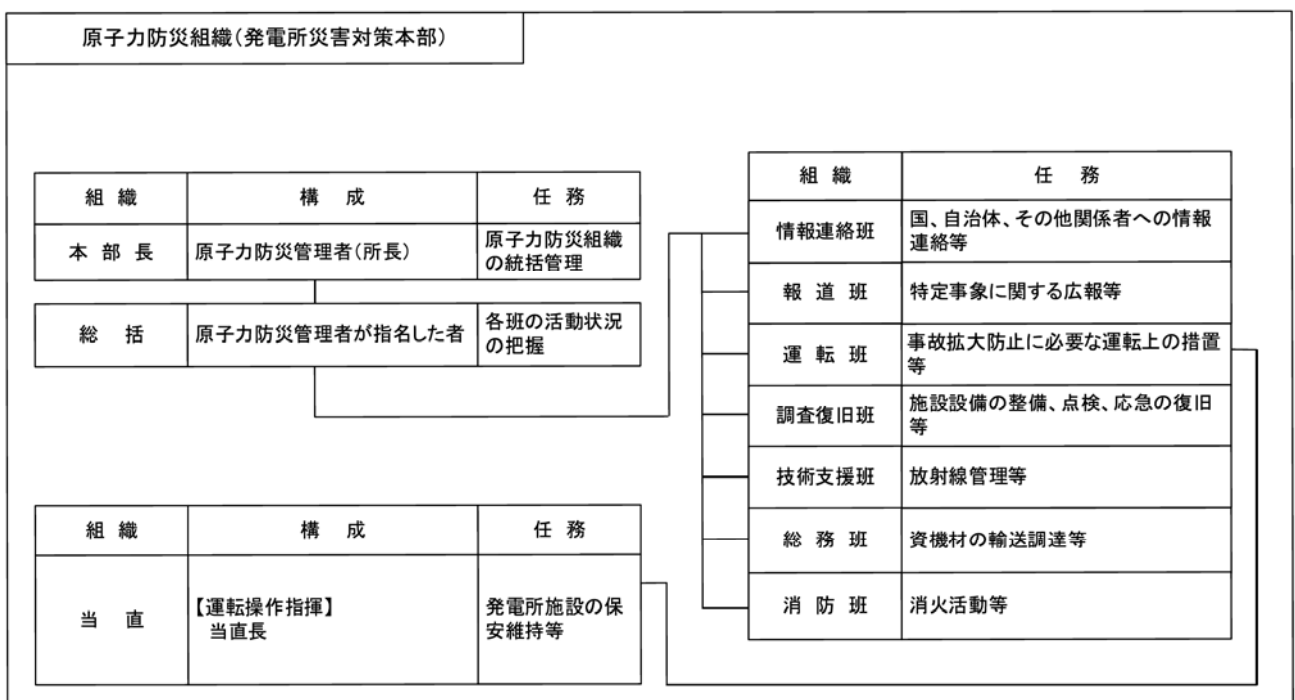
第9章 非常時の措置

（原子力防災組織）

第320条 安全技術課長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図320に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電所災害対策本部の本部長は、所長とする。ただし、安全技術課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法にもとづく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。（以下、本章において同じ。）

図320



（原子力防災要員）

第321条 安全技術課長は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（緊急作業従事者の選定）

第 321 条の 2 安全技術課長は、次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下、「緊急作業従事者」という。）を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表 321 の 2 に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表 321 の 2 に定める緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について 250 ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、第 321 条に定める原子力防災要員、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 1 項に規定する原子力防災管理者または同法同条第 3 項に規定する副原子力防災管理者であること

表 321 の 2

分 類	項 目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能および使用方法等）	3 時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上
訓練	緊急作業の方法※ ¹	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※ ²	3 時間以上

※ 1：兼用できる訓練

- ・第 217 条の 3 第 1 項および第 330 条のうち、緊急作業の方法に関する訓練

※ 2：兼用できる訓練

- ・第 217 条の 3 第 1 項，第 324 条および第 330 条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等の整備）

第 322 条 各課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具，非常用通信機器等を定めるにあたり、所長の承認を得る。

- 2 発電課長は、非常事態における運転操作に関する内規を作成し、制定・改正にあたっては、第 207 条第 2 項にもとづき運営委員会の確認を得る。

（通報経路）

第 323 条 安全技術課長は、警戒事象が発生した場合または特定事象等が発生した場合における社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。

（原子力防災訓練）

第324条 安全技術課長は、原子力防災組織の構成員に対して非常事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。

（通 報）

第325条 各課長は、警戒事象が発生した場合、または特定事象等が発生した場合は、第323条に定める通報経路に従って所長に報告する。

2 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、第323条に定める経路に従って社内および社外関係機関に連絡または通報する。

（非常体制の発令）

第326条 所長は、警戒事象の発生もしくは特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、非常体制を発令して、発電所災害対策本部の要員を招集し、発電所災害対策本部を設置する。

また、所長は、非常体制を発令した場合は、直ちに発電管理部長に報告する。

（応急措置）

第327条 本部長は、原子力防災組織を統括し、非常体制を発令した場合において、次の応急措置を実施する。

- (1) 退避誘導および構内入域制限
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 消火活動
- (4) 原子力災害医療
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の拡大防止を図るための措置

（緊急時における活動）

第328条 原子力緊急事態宣言発出後、本部長は、第327条で定める応急措置を継続実施する。

（緊急作業従事者の線量管理等）

第328条の2 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表328の2に定め

る項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。

(2) 原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

2 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表 328 の 2

項 目	頻 度
外部被ばくによる線量	1 ヶ月※ ¹ に 1 回
内部被ばくによる線量	1 ヶ月※ ¹ に 1 回

※ 1 : 毎月 1 日を始期とする。

(非常体制の解除)

第329条 本部長は、事象が収束し、非常体制を継続する必要がなくなった場合は、非常体制を解除し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。

第10章 保安教育

（所員への保安教育）

第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330－1、表330－2および表330－3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。

3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。

ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。

（協力会社従業員への保安教育）

第331条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。

なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。

ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取扱^{※1}に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1、表330－2および表330－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取扱の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

- 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
- 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。
- ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。
- 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。

※1：燃料取扱とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。

表330－1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要, ならびに関係 法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子 力発電所新規 配属時)
	原子炉施設の構造, 性能に関すること	設備概要, 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要	
放射線業務 従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法, 令, 労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質, 使用済 燃料またはこ れらによって汚 染された物を 取扱う業務に 就かせる時
	原子炉施設の構造, 性能に関すること		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	
	放射線管理に関すること		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響	
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚 染された物の種類および性状ならびに運搬, 貯蔵, 廃 棄の作業の方法・順序	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法	
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	総則, 品質マネジメントシステム, 保安管理体制, 保安 教育, 記録および報告に関すること, ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	1回/10年毎 以上
	原子炉施設の廃止 措置の運用に関する こと	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること, 通則に 関すること 巡視に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮, 状況判断)	
		施設管理	施設管理計画に関すること	
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等, 区域管理に 関すること 線量限度等, 被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること	
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること	
		燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等, 原子力防災対策活動に関する こと 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉 施設の保全のための活動に関すること 火災, 内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること	

※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識
および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					
運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)			燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
対象者と教育時間は, 表330-2参照					
対象者と実施時期, 教育時間に ついては, 表330-3参照				○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
				○ (1時間以上)	×
				×	
				○ (1時間以上)	
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
対象者と実施時期, 教育時間に ついては, 表330-3参照				○ (0.5時間以上)	×
				○ (0.5時間以上)	
◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○: 業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×: 教育の対象外

(): 合計の教育時間

表330-2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内 容	運転員
		1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法および順序	
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法	
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法	
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業	
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視	
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去	
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い	
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置	

※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。

※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。

対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
(1号炉, 2号炉および3号炉)		燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者				
◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い

◎: 全員が教育の対象者
○: 業務に関連する者が教育の対象
(): 合計の教育時間

表330－3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容
中分類	小分類 (項目)	細目	
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定		総則, 品質マネジメントシステム, 保安管理体制, 保安教育, 記録および報告に関する規則の概要, ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること 保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録
原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要 廃止措置管理の通則の適用と根拠 施設運用上の基準の概要 施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置 施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用
			巡視の範囲 巡視の確認項目とその根拠 定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度 定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値
		異常時対応	各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作) 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作(中央制御室) 警報発生時の監視項目(指揮, 状況判断)
			定期事業者検査時の検査項目概要 定期事業者検査時の検査項目の根拠
	施設管理	施設管理計画に関すること	
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の運搬および貯蔵に関すること	

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

- ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
- ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
- ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

対象者 ※1				実施頻度および時間
運転員(1号炉, 2号炉および3号炉)			燃料取扱の業務に関わる者	
1, 2号炉の当直長 3号炉の当直長 3号炉の副当直長	1, 2号炉の運転員 3号炉の主任 3号炉の班長 3号炉の運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
◎	◎	◎	◎	< 運転員 > 3年間で10時間以上※2 < 放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者 > 3年間で8時間以上※2 < 燃料取扱の業務に関わる者 > 3年間で1時間以上※2
◎	×	×	×	
◎	◎	×	×	
◎	◎			
◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
		×		
◎	×	×	×	
◎	◎	×	×	
◎	×	×	×	
◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
◎	◎	×	◎	

◎:全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×:教育の対象外

表331 保安教育実施方針(協力会社)

(1) 発電所入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容			
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能および廃止措置 に関すること		作業上の留意事項
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要
	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		関係法令および保安規定の遵守に関すること

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容	
総括表中分類との対応	内 容
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および 性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬、 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保全の作業の方法 および順序
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における 応急の措置の方法
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその 他の設備の構造および取扱いの方法
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則および電離放射線 障害防止規則の関係条項
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入および退去の手順
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬、 貯蔵および廃棄の作業
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取 扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保全の作業
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の 状態の確認および汚染の除去
・原子炉施設の構造、性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における 応急の措置

※1: 各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な
知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。

※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

対象者 ※2		
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時	◎	○
	◎	◎
	◎	○

対象者と教育時間 ※2			
実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	電離放射線障害防止規則の分類
管理区域内において核燃料物質、使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
	◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
	◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
	◎ (1時間以上)	×	関係法令
	◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い

◎:全員が教育の対象者

○:業務に関連する者が教育の対象

×:教育の対象外

():合計の教育時間

第11章 記録および報告

(記 録)

- 第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第17号、第18号、第19号および第20号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 2 各課長は、表332-2および表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 3 組織は、表332-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。
- 4 各課長は、表332-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表332-5第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。

表332-1

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間
3. 施設管理の方針、施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理の方針、施設管理目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間

表332－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間
5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
6. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、 使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	10年間
7. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間
8. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
9. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ ² の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3
10. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間以降に限る）	※3
11. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3
12. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3

表332－1 つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
13. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間
14. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※4
15. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※4
16. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間
17. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4
18. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4
19. 事故の原因	同上	※4
20. 事故後の処置	同上	※4
21. 風向および風速	連続して	10年間
22. 降雨量	同上	10年間
23. 大気温度	同上	10年間
24. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
25. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間
26. 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。

※2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。

※3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

※4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表332－ 2

記録（実用炉規則第14条の3にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

表332－ 3

記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

表332－4※⁵

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 文書化した、品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 第203条に定める品質マネジメントシステム計画	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
3. 第203条4.2.1表1に定める品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
4. 第203条4.2.1表1に定める実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の(1)、(2)、(4)から(23)で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年

表332－4 ※⁵つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録 (13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (15) 計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (18) 内部監査結果の記録 (19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録 (23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5 年

※ 5：表332-1, 表332-2および表332-3に掲げるものを除く。

表332－ 5

記録項目	保存期間
1. 熱出力	10年間
2. 炉心の中性子束密度	10年間
3. 炉心の温度	10年間
4. 冷却材入口温度	10年間
5. 冷却材出口温度	10年間
6. 冷却材圧力	10年間
7. 冷却材流量	10年間
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間
9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1 年間
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7
13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7
15. 使用前検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間
16. 施設定期検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間
17. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名	巡視を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間

※ 6 : 「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報

※ 7 : 廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

(報 告)

第333条 各課長は、次に定める事項について、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。

- (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第287条関連)
 - (2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第300条または第301条関連)
 - (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第313条関連)
 - (4) 実用炉規則第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合
- 2 所長および廃止措置主任者は、前項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。
- 3 発電管理部長は、前項の報告を受けた場合、社長および原子力本部長に報告する。

※1：新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備に限る。

附 則（令和 2 年 11 月 13 日）

（非常用発電機を代替できる設備）

第 74 条の表 74-1 の非常用発電機については、所要の電力供給が可能な非常用ガスタービン発電機、空冷式非常用発電装置または 2 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなすことができる。（第 72 条の表 72-2 も同じ。）

なお、非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置を非常用発電機とみなす期間は、「84-15-1 非常用ガスタービン発電機または空冷式非常用発電装置からの給電」の（2）確認事項により、動作可能であることを確認する。2 号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は、当該非常用ディーゼル発電機について、第 74 条第 2 項および第 75 条第 2 項に準じて、1 ヶ月に 1 回、次の各号の事項により、動作可能であることを確認する。

- (1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345V$ および周波数が $60 \pm 3Hz$ であることを確認する。
- (2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。
- (3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量が 24kL 以上、潤滑油タンクの油量が 3,600L 以上および起動用空気貯槽圧が 2.5MPa 以上あること。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

- 2 この規定施行の際、使用済燃料乾式貯蔵施設に関連する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 17 条第 3 号に基づく初回の一部使用承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- 3 この規定施行の際、組織整備に伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附 則（令和 7 年 6 月 3 日）

（施行期日）

第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。ただし、令和 7 年 6 月 6 日の前日までに原子力規制委員会の認可を受けていない場合は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。